

官民競争入札等監理委員会

第 69 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

## 第 69 回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 22 年 12 月 15 日（水） 16:00～17:04  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）について
  - （1）日本語国際センターの施設管理・運營業務
  - （2）科学技術研究調査
2. 情報処理技術者試験事業に係る事業の評価（案）について
3. 民間給与実態統計調査に係る事業の評価（案）等について
4. 国立病院機構の医業未収金支払案内等業務について
5. 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）における報告徴収に係る報告
6. 公共サービス改革法の施行状況の検討について【非公開】
7. 平成 22 年度公共サービス改革法対象事業の選定作業の実施状況について【非公開】
8. 地域主権戦略大綱に基づく公共サービス改革法の一部改正について【非公開】

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、野原委員、前原委員、吉野委員、渡邊委員

（政府）

園田大臣政務官

（事務局）

松山政策統括官、館事務局長、和田参事官、後藤参事官、田中参事官、栗田参事官

○落合委員長 それでは、時間になりましたので、第 69 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議題でありますけれども、お手元にあります議事次第のとおりでございます。

また、本日は、園田大臣政務官に御出席をいただいております。園田大臣政務官におかれましては、委員会の審議について、また後の方で御意見、御感想をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初の議題であります実施要項（案）についての審議に入りたいと思います。この実施要項（案）につきましては、これまで入札監理小委員会で審議してきたということでもありますので、樫谷主査の方から日本語国際センターの施設管理・運營業務についての御報告をお願いいたします。

○樫谷委員 それでは、資料 1－1 で独立行政法人国際交流基金 日本語国際センターの施設管理・運營業務についての実施要項（案）の審議の結果について御報告したいと思いません。

ご存じのとおり、この日本国際センターの施設・管理運營業務については、10 月 27 日付の監理委員会の議を経て、来年の 4 月から 1 年間を契約期間として、民間競争の入札を実施するという案件でございます。

公共サービスの内容と確保されるべきサービスの質についてですが、論点といたしましては、研修修了時に実施するアンケートについて、設問の内容項目と業務内容の対応関係がわかりづらかったということで、適切な設問関係を設定すべきということにつきまして議論いたしました。国際交流基金の方での対応といたしましては、アンケートについて、問いの対象を具体的に理解した上で回答できるように各設問の中に業務内容を記載するなどの見直しを行っていただいたということです。

それから、入札に参加する者の募集ということで、パブリックコメントで出された意見を踏まえて、必要な検討がなされるかどうかについて議論いたしました。この入札に参加する者の募集について、企画書提出時に添付することになっている法的資格などの証明書類で、応募者が有資格者に適切に配置する体制が確保されることが確認できていれば、提出期限を弾力的に取り扱うということで対応いただいたということでもあります。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、科学技術研究調査について小林副主査の方からお願いいたします。

○小林委員 資料 2－1 に基づきまして報告させていただきます。

総務省所管の科学技術研究調査に係る業務については、公共サービス改革基本方針において平成 23 年 4 月から 2 年 9 か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされております。

その実施要項（案）につきまして、次のような論点で審議をいたしました。

1点目は「業務の改善策について」でございます。この規定は、民間事業者が作成しなければならない改善策です。受託業務に係る改善策について、それに併せて総務省への改善提案に係るものも同時に含めて記載してありましたので、それぞれ別の性質のものであり、内容を明確にするよう整理すべきだということを議論いたしました。

その対応といたしまして、業務の改善策と総務省への提案については、分けて記載するというので、業務の改善策にあつては記載内容を精査して、作成が必要な場合の記載を総務省が業務改善を求めた場合を先にして、民間事業者が改善を必要と判断した場合を後に記載するというようにしていただきました。

2点目は「情報の開示について」であります。受託事業者と総務省が面談をする回数が過去3年間分についてばらばらに記載されておりましたので、毎年の変動について必要な面談回数と目安となる面談回数を記載すべきであるということで、対応といたしましては、①業務スケジュールに係るもの、②照会・督促期間中の定期的な面談についての合計7回、初年度については業務の引継ぎを加えた8回が原則となるということを明記していただきました。

次のページでございますけれども「その他」のところでは、今回追加した調査票の印刷等業務の詳細な内容を記載するというのと、民間競争入札によって実施した平成21年度調査の実施状況について適切に情報開示を行っていただくということにしました。

それから、実施要項作成の指針や他の統計調査業務の実施要項の内容を踏まえて、業務の引継ぎ、情報セキュリティ管理、民間事業者との連携についての明記や、落札者決定に当たっての評価項目の設定、配点の変更等、平成19年に作成した実施要項からの内容の充実を図ったところであります。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御報告がありました2件の実施要項（案）につきまして、当委員会として異存がないということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存がありませんので、法14条5項の規定に基づいて付議されました実施要項（案）については、監理委員会として異存がないということにいたします。

続きまして、第2番目の議題になりますが、これは事業の評価（案）というものでありますけれども、具体的には、情報処理技術者試験事業の評価（案）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 資料3の情報処理技術者試験（広島試験地）につきまして、本年9月末に情報処理推進機構より実施状況の報告を受けましたので、内閣府の評価について報告させていただきます。

1ページ目をご覧ください。本件の業務内容につきましては、中国支部が実施しております試験会場の確保ですとか会場責任者、試験監督員の確保、割り付け、試験運営等の情

報処理技術者試験実施に係る一連の業務を民間競争入札にかけております。

契約期間につきましては、記載のとおり平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの 1 年 9 か月間で、試験 3 回分に該当します。

定められているサービスの質を 2 ページ目に記載してございます。交通の便がよく、受験者全員が収容可能な会場の確保ですとか試験問題の事前漏えい防止、不正行為の防止等々が定められております。

今のサービスの質の評価が 2～4 ページ目にかけて記載されております。受験者全員が収容可能な場所も確保されておまして、問題漏えい等も 1 件もなく、試験室内を定期的に巡回したことにより、不正行為も 1 件もなかったなどの報告から各業務の実施状況におきまして、機構が実施したときと同様にトラブルも発生しなかったことから、設定されているサービスの質はすべて達成できたものと評価できます。

4～5 ページ目にかけて、経費につきまして評価しております。経費につきまして、今回 22 年秋期事業におきまして、大きな受験依頼が急遽ございまして、受験者の利便性を考慮し、機構が受託事業者に対して試験会場の増設の指示を行いました。その関係で試験監督員に手配等に関わる経費が約 26 万超過してしまったのですが、実施経費は 1,280 万円ぐらいとなっており、従来経費の約 64%、約 720 万の経費を削減できていることは評価できると考えられます。

最後に総括といたしまして、5 ページ目の 4 になります。各業務の実施状況におきまして、機構が実施したときと同様、試験問題の漏えいや遂行のトラブルも 1 件もなかったこと。また、実施経費も従来経費に比べまして、約 64%、720 万の経費削減したことも評価できます。

今回、民間競争入札を実施したことによりまして、試験実施業務を担う中国支部を平成 21 年度で廃止しております、この点につきましても評価できると思われまます。

更に今回委託したことにより、不正行為の防止のための受験者の少ない試験室に対しても、追加で監督員を配置したり、遅刻した受験者に適切に対応するなど試験事業を確実に遂行するための受託事業者の創意工夫が発揮されておりますし、この点も評価できると考えられます。

以上の点から、今後も引き続き民間競争入札を実施していくとともに平成 22 年 10 月から既に実施しております、ほかの試験地の状況も踏まえながら、民間競争入札を未実施の地方支部が実施している試験地におきましても民間競争入札を実施していく必要があると考えられます。

内閣府の評価は、以上となります。

○落合委員長 それでは、ただいま御報告があった事業評価（案）の内容で監理委員会としては、異存がないということによろしいでしょうか。

どうぞ、前原委員。

○前原委員 ささいなことですけれども、5 ページの総括の真ん中辺りに「費用の 6 割、

約 720 万の経費が削減」と書いてあります。6 割だと 1,200 万ぐらいになりますね。4 割ぐらい削減しているのではないですか。これは費用の約 6 割で済んだという意味ですね。この読み方では 6 割削減したと読めますから、直した方がいいと思います。ささいなことですけれども。

○落合委員長 前原委員、ありがとうございました。御指摘ありがとうございます。

それでは、今の報告はそういう前原委員の御指摘に従う形で修正をするということ。

それを除いて異存ないということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、監理委員会として異存がないということにしたいと思います。

続きまして、やはり事業の評価(案)等ということになりますが、民間給与実態統計調査、これにつきましても事務局の方から説明をお願いいたします。

○栗田参事官 それでは、資料 4 をごらんください。

民間給与実態統計調査は、統計法上の期間統計として全国約 3 万の事業所、給与所得者等を対象に毎年郵送で実施している調査でございます。

まず、事業の概要でございますが、業務内容としまして、調査票等の印刷や関係書類の封入・発送、調査票の回収、疑義照会業務を市場化テストで行ってまいりました。

契約期間は、平成 21 年 8 月から 23 年 6 月までの 1 年 11 か月間、こちらは調査 2 回分になります。受託事業者は日商エレクトロニクスというシステム系の会社でございました。

2 ページ目をごらんください。受託事業者決定の経緯としましては、入札参加者が 6 者おりましたけれども、開札をしたところ 2 者が予定価格の範囲内ということで、総合評価を行い、評価点の最も高い 1 者が落札者となりました。

次に評価でございますが、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行いました。

まず「対象公共サービスの質」という部分でございますが、有効回答率で評価しております。従業員数に応じた階層別に目標を設けてまいりました。有効回答率はすべての階層において目標を上回っており、特に一番小さな規模の階層である第 1 層において目標を 5 ポイント上回る結果を得たということは、高く評価できると考えられます。

更に、民間事業者の創意工夫によりまして、前年の調査では行っていなかった提出期限前の協力依頼、具体的には、はがきや電話での期限周知により、最終的な回収率が非常に高くなったということも評価できると思います。

次に 3 ページ目にお移りいただきまして「調査票のデータ化、個票審査、疑義照会」という部分でございますが、実施状況として、受託事業者が OCR においてデータ化を行って、そのデータを基に個票審査、疑義照会を実施しました。

しかし、1 月中旬以降に作業をした結果、3 月末の段階で疑義照会の対象の事業者数が 5,081 事業所、有効回答事業者数の 23%。これは、前年が 8% でしたので、多大であることが判明しましたので、国税庁の方が自ら疑義照会未了分の調査票の補正・補完を行うこ

としまして、疑義照会業務を受託事業者に中止させ、調査票のデータファイルの納品の早期化を指示しました。国税庁は納品を受けて、OCRの入力エラーの補正漏れを発見しました。

補正漏れにつきましては、受託事業者が調査票の手入力等を行い、最終的に正確な調査票データファイルを作成し、国税庁に9月上旬に納品いたしました。納品された調査票データファイルを基に国税庁が迅速に集計作業を行いましたので、結果として調査結果の公表の遅延は生じておりません。

こういった状況に対しまして、下の評価の部分ですけれども、受託事業者の業務開始前にOCRの認識制度について十分な検証、確認ができておらずに入力データを基にした機械チェックに過度に依存したということが原因になり、結果的に多くの入力エラーの補正漏れが発生してしまったということでございます。

また、1月中旬以降に調査票のデータ化から疑義照会にいたるまでの一連の作業を行ってまいりましたが、国税庁の方で疑義照会対象事業者数が増大しているということが確認できましたのが3月末の時点だったということで、調査票データファイルの納品を早期化し、受託事業者に代わって疑義照会未了分の調査票の補正・補完作業等を実施することになりました。

こういった国税庁の作業は、調査結果の公表遅延の防止、調査結果の質の確保のため必要な対応ではありますが、国税庁には、5月中旬から8月中旬にかけて2名体制で5,000事業所分の調査票の補正・補完作業を実施する、また、8月の中旬から9月上旬にかけて3名体制で入力エラーの補正に係る受託事業者への指導を行うといった追加的な労力が生じております。

22年分の調査実施に向けた改善措置としましては、国税庁から再発防止の観点として、4ページ目の真ん中ほどにありますけれども、①受託事業者によるOCR入力データと調査票原本の照合など入力後のチェック工程・体制の見直しをする。

②受託事業者による疑義照会対象に係る理由別発生件数を国税庁へ定期的に報告をする。

③調査票の様式におきまして機械の認識をより正確に行いやすくするため、調査票の四隅の方に丸い印を付けまして、読み取りが不鮮明にならないようにするアンカーマークを追加するといったことですか、今回罫線を1と誤認識するなどの誤りがございましたので、誤らず読み取れるよう罫線の色を変更するといった改善策を講じております。

こういった措置内容につきましては、確実に実施することが必要であると考えてございます。

次に「(2) 実施経費」の部分でございますが、こちらの契約金額が4,557万円となっており、従来の経費の約62%に相当しまして、経費は削減されたと評価できます。ただ、このほかに国税庁におきまして疑義照会未了分の調査票の補正・補完作業や入力エラーの補正に係る受託事業者への指導に労力を要しています。

「3 評価のまとめ」でございますが、実施に当たり確保されるべき質として設定した有

効回答率、こちらはすべての階層において上回り、目標を達成できたと評価しております。

実施経費につきましても、契約額で見て従来経費の約4割、1年間で約1,400万円の経費が削減できたことは評価できると考えておりますが、調査結果の公表遅延の防止、調査結果の質を確保するため、追加の労力が生じてしまったと書かせていただいております。

こういったことを受け、次期事業につきましては、調査データの正確な作成、経費削減等を実現する観点から改善策を考えてございます。

具体的には(1)正確な調査票データを作成するための方策の提案を求めて、国税庁はその履行内容を確認していく。

(2) 国税庁はきちんとモニタリングをしていく。

(3) 実施経験を踏まえた民間事業者の工夫によってさらなる質の向上、効率的な事業実施を図る観点から契約期間を延長することを検討する。

(4) 次期事業の民間競争入札において、実施状況を踏まえた工夫が可能となるように情報開示を十分していくことを求めております。

内閣府の評価(案)につきましては、以上でございます。

続きまして、資料5でございますが、こういった評価を受け、次期事業に係る措置に関する計画(案)を策定することが基本方針で決まっております。この計画は、監理委員会と連携しつつ、今年の12月末までに策定することになってございまして、前原主査を始めとし統計調査分科会の委員の皆様方に御説明させていただき、御審議いただいたものを便宜事務局から御紹介させていただきます。

中身は先ほど評価(案)に書かせていただいた改善措置を反映したものですので省かせていただきますが、契約期間については、従来の2年分から3年分へ1年延長し、具体的には平成23年9月から平成26年6月までの2年10か月間に延長する内容となっております。

説明は、以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

何か御質問、御意見はございますか。

前原委員、どうぞ。

○前原委員 先ほどと同じで、5ページの一番上「従来の実施に要した経費の約6割」と書いてあるのですが「6割に相当し」と入れればいいのですかね。「6割に相当し、1年間で約1,400万円の経費が削減できた」。

○栗田参事官 承知いたしました。

○落合委員長 そこは、正確に前原委員の御指摘を反映する形に修正した上で、これで当委員会としては異存ないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存ないということにいたします。

続きまして、4番目であります。国立病院機構の医業未収金支払案内等業務の事業評



価というものですけれども、事務局からお願いします。

○館事務局長 それでは、資料 6-1、6-2 がございますけれども、概要ということで私の方から資料 6-1 に基づいて御説明させていただきます。

国立病院機構の医業未収金支払案内等業務でございます。これに対する事業の評価でございますが、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく国立病院機構の医業未収金支払案内等業務の事業の評価は、以下のとおりということでございます。

2 以下にございますけれども、国立病院機構は、現在民間事業者と契約解除により本事業を終了することとしております。

この紙を裏返していただきまして、内閣府の評価は以下のような実態ということで、これは致し方ないと考えております。

まず、第一に委託 82 病院全体の入金率は事業 1 年、2 年目とも、達成目標を大幅に下回り、最低水準をも下回っているということでございます。

それから、厚生労働省は弁護士法第 72 条の制約を受けないで、本事業が行われるよう要望したものの実現せず、対象事業は支払案内業務となったこと。

ただし、この支払案内業務を前提に業者選定、事業が実施された経緯を踏まえると、国立病院機構、民間事業者が目標未達の要因のほとんどを弁護士法第 72 条による制限に帰しているのは、妥当ではないと考えられる。

次に民間事業者は、医業未収金の支払案内業務の経験がなく、落札者決定の妥当性に問題ある。また、委託債権額が予想より少なく、委託費が少額との理由で意欲的に業務を実施していないということ。

契約書上において、民間事業者に業務を確実に履行させる規定が不明確であったこと。そういうこともありまして、国立病院機構は民間事業者の業務の実施状況に対してのモニタリングと改善指示が妥当ではなく、業務管理体制が不十分であった可能性があること。

国立病院機構が民間事業者から債権を引き継ぐ際に多数の項目の入力作業を要求され、その提案を受け入れたこと。また、入力作業が滞ったこと等により、委託され得る債権が当初予定を大幅に下回ったこと。

そして、本事業の委託費の実績報酬率の設定、実績報酬による支払い方法の在り方について検討する必要があること。

これらの理由がございますので、本事業については多くの課題があるという理解でございます。業務全体の見直しが必要なものと考えておりまして、今回、国立病院機構が民間事業者と合意解約を行い、契約解除後に各病院が自主的に回収することはやむを得ないと考えております。

また、弁護士法第 72 条による業務制限が医業未収金の債権回収の民間委託の制限となっていることから、厚生労働省は本年 9 月に公共サービス改革法の特例等を設けることについて内閣府に要望を出しておられます。今後の本事業の在り方を考える際には、法改正要望の取扱いについて、関係府省の間で協議を行う必要があるものと考えられます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、入札監理小委員会の榎谷主査の方から御説明、コメントをお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。

国立病院機構の医業未収金の支払案内等業務に係る報告でございますが、国立病院機構から報告を受けまして、内閣府の方でも評価をしていただいたということでございます。

先ほど事務局長に御説明いただいたとおり、双方に課題があるということで、結果的に国立病院機構が12月10日の入札監理小委員会で、資料7というのがございますが、国立病院機構から民法に基づく合意解除ということで、このような原因で最低水準が未達成だとか受託業者と各病院の運用業務の問題とかいうことで合意解除をしたいという御説明がありました。

契約解除につきましては、12月9日付で国立病院機構本部と民間事業者が民法上の契約解除書を締結しておりまして、平成23年1月末までに本業務を終了するというところでございます。

本事業の実施要項を審議いたしました入札監理小委員会の過去の議論というのは、入金率をいかに確保するかという議論もいたしました。それと同時に、弁護士法72条の問題がございましたので、これについても特にサービサーがこれを担おうということになっておりましたので、72条違反をするということになりますと、サービサーの業務停止という問題も出てくるという可能性もありましたので、時間的に相当多くの時間を費やして議論したということでございます。

今回、この事業につきましては、先ほど御説明にありましたよう、本当は督促業務を支払案内という業務と分けて、支払案内業務をサービサーに依頼したということで、多少中途半端になったということもございまして、このような結果になってしまったということで、国立病院機構が民間事業者と契約解除することになったわけでございます。本事業はこれで終了になりますが、国立病院機構に対しては今後も自らで適正に業務を行っていたきたい旨を小委員会で伝えさせていただきました。

なお、なぜこうなったかという原因については、国立病院機構の方で相当詳細なデータも出していただいたおかげで、国立病院機構の努力、民間の努力あるいは課題というものがかなり明確になったと考えております。

それから、医業未収金に対する弁護士法第72条の制約の取扱いにつきましては、関係各府省の間で協議を進めていただくということを期待しております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

何か御質問、御意見はございますか。

それでは、当委員会としてこれを了解すると、異存はないということにしたいと思いま

すが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そうしますと、5番目の登記簿等の公開に関する事務における報告徴収に係る報告という議題ですが、これも事務局の方から御説明をお願いします。

○栗田参事官 資料8をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、本件、登記簿等の公開に関する事務に関しまして、今月の6日に公共サービス改革法第26条に基づき、法務省から受託事業者2者に対して報告を求めたということでありまして、その内容及び理由につきまして、この資料のとおり、法務省から監理委員会に通知があったということでございます。

「1 報告を求める受託事業者」は、アイエーカンパニー合資会社、ATG company株式会社であり、これらは同じグループの会社と聞いております。これらに対して「2 報告を求める事項」として、まず(1)で登記簿上の本店の所在場所に本店としての実体が存在するか、実体が存在することを確認することができる資料を添付して報告することを求め、仮に実体が存在しない場合には、本店の所在場所はどこかと、場所が相違している理由について説明することを求めています。

次のページでございますが、(2)で登記簿上の代表者の住所に実体が存在するか、添付資料とともに報告することを求め、実体が存在しない場合には理由について説明することを求めています。

「3 報告を求める理由」ですけれども、本店の所在場所ですとか代表者の住所といったものは、契約の相手方を特定する上で最も基本的な事項であるということ、それから、事故が発生した場合などの緊急時における対応を適切に行うための連絡体制を構築するために必要であるといったことが報告されております。

なお、今回の所在地等の件につきましては、先月11月26日の国会の場でも御指摘があったところであります。具体的には、ATG companyという会社の存在が本店所在地で確認できないのではないかという御指摘がありまして、法務省の方でも調査をすると約束しているということでございます。

受託事業者の報告の期限は、今月の16日ということになってございますけれども、公共サービス改革法第26条第4項で、同条による報告を求めたときには、その内容を遅滞なく監理委員会に通知すると規定されておりますので、取り急ぎ本日の監理委員会に御報告させていただいた次第でございます。

受託事業者からの報告の状況等につきましては、事務局におきまして引き続き確認を行ってまいります。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問はありますか。

○前原委員 これは、何を委託したのですか。

○栗田参事官 登記所の窓口業務の一部を委託しております。

○落合委員長 例の乙号業務全体について幅広く委託したものです。

○栗田参事官 登記簿上の本店所在地等が実体とかけ離れているということは、把握できていなかったということでございます。

○樫谷委員 特に登記簿上の本店所在地というのと本社所在地というのがありまして、本店所在地というのは、登記簿上の本店ですね。ただ、実質的な本社は別のところにあたりする場合があります。そうした場合、本店所在地にも何かあるものですが、今回は何もなかった、看板もなかったというようなことで、問題になったということですね。

○落合委員長 その調査の結果、どうなるかはまた別途ということですね。

○栗田参事官 はい。報告の期限が明日になっておりますので、事務局の方で引き続きフォローさせていただきます。

○本田委員長代理 手続の中でどうしてこういうことになったのか、背景は何ですか。法務大臣からの文書はいいのだけれども、この本店所在地を調べなければならなくなった具体的な事件か何かが起こって、こういうことになったんですか。

○栗田参事官 事件ということではないですが、対象となった受託事業者につきましては、例えば残業代の支払いがされていないのではないかとといった労使関係に問題があるのではないかと御指摘や、契約上の業務改善指示を受けた回数が多いのではないかと御指摘があります。あともう一つには、入札をしましたときに、余りにも低い価格になったときには、低入札価格調査を実施しているのですが、平成 21 年度の入札のときにその調査に協力しなかったといったようなことも指摘されております。

ただ、低入札価格調査の件につきましては、本年度の平成 22 年度の入札につきましては、調査に応じない事業者は、2年間この事業から排除するという形で措置は講じております。

○落合委員長 よろしいでしょうか。

○吉野委員 一般的にこうしたことをどこかでチェックするシステム、仕組みというのはあるのですか。

○落合委員長 これは受託者を決定する場合の話ですが、今回問題になっているのは、その受託事業者の質云々という話ではなくて、登記簿上の本店所在地に何もなさそうに見えるが、どうなっているのか、もし、登記簿上の本店所在地とは別に本店所在場所というのがあるのだとしたら、そこはどこかと、その事実を調べてほしいということで、したがって、受託した事業者の質がどうのこうのという話ではないわけです。現段階においては。

○栗田参事官 看板は出ていないということではあります、連絡はついておりまして、事業の実施状況に大きな問題があると思っではないところ、状況を見守っていたということですが、国会でも御指摘があったということもあり、調査をするということ

です。

○落合委員長 それでは、また調査の報告を受けた後、必要があれば、当委員会でも議論をするということにしたいと思います。

そういたしますと、本日の今回審議の議題は、すべて終了ということですので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退室)